

亀山市告示第171号

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第2項の規定により、市道の路線を次のとおり変更したので、同条第3項において準用する同法第9条の規定により告示する。

なお、関係図面は、亀山市建設部建設管理課に備え置いて、告示の日から2週間縦覧に供する。

令和7年10月14日

亀山市長 櫻井義之

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線番号 21894
- 3 路線名 田村24号線
- 4 道路の区間及び重要な経過地

新旧別	区間		重要な経過地
	起点	終点	
旧	田村町字西谷6番13地先	田村町字西谷6番18地先	なし
新	田村町字西谷6番13地先	田村町字西谷6番51地先	なし